

奈良県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大又小川線
- 三 道路の区域

路線 番号		区 間		区域変更 の前後別		敷地の幅員 メートル		延 長 メートル		備 考	
2 2 0		吉野郡東吉野村大字三尾一〇九八番二の一先から吉野郡東吉野村大字三尾七〇番二先まで		前		三・五 、 九・二		一八〇・六			
		後				八・七 、 一六・六		一七六・九		うち永昌橋 三三・五メ ートル	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和三年十一月二十五日